

マイナポイントを申し込むために必要なマイナンバーカードの申請期限が令和5年2月末まで延長されました

マイナンバーカードで **第2弾**
マイナポイント

最大 **20,000**円分の
ポイントがもらえる! ※1、2



1 マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾の申し込みをしていない方 ※3 最大 5,000円 相当のポイント	+	2 マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みをした方（既に利用申し込みをした方も含みます。） 7,500円 相当のポイント	+	3 公金受取口座の登録をした方（既に登録をした方も含みます。） 7,500円 相当のポイント
--	----------	---	----------	---

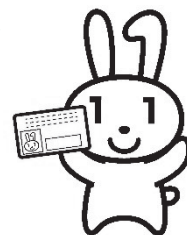
※1. マイナポイントを受け取るには、

令和5年2月末までに申請したマイナンバーカードが必要です。

※2. マイナンバーカードの申請後、カードが出来上がり次第はがき（マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書）をお送りしています。マイナンバーカードの受け取りは交付用端末に限りがあるため予約制ですので、はがきが届いたところで、電話にてご予約ください。

※3. マイナポイントの申し込み後、選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をすると、ご利用金額の25%のマイナポイント（最大5,000円分）を受け取ることができます。

令和5年2月6日より転出届を オンラインで提出できます!



◎令和5年2月6日よりマイナポータル（ウェブサイト）※1から転出届を提出することができます。転出の際にご来庁いただくなくても、ご自身のスマートフォン等※2からお手続きができます。

なお、マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

※1. マイナポータルは子育てや介護など、行政手続きのオンライン窓口です。利用するためには、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）が必要です。

※2. マイナポータルにログインする際に、マイナンバーカードのICチップを読み取る必要がありますので、スマートフォンの場合は対応機種のみとなります。また、パソコンでもお手続きができますが、ICカードリーダーが必要となります。

■ 問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 総合窓口係 ☎27-1111（内線135）